

海
部
一
族

目 次

- 一、上代よりの海部氏
- 一、近世・阿波国の海部氏
- 一、近世・尾張国の海部氏
- 一、苗字の移動と家紋の変遷

(既刊一覧)

一、上代よりの海部氏

我が國の四国全て海なり。而て、上代より航海漁撈を業とせし部曲あり。これを海部あまべといふ。

即ち、海部は太古以来の大部族なり。上古にありて々部々といふは、物部、忌部、玉造部など、特殊なる職を世襲せし人々の聚りの義にして、これに述

ぶる海部も海、すなわち漁撈、航海などの本拠は筑前国にして、西国に崇えたる。これ伊勢国を本貫とし東海に崇えし磯部氏に対立する部たり。

海部の頭梁は安曇氏なり。筑前志賀島を本拠とし、海神綿津見神を奉斎す。かくして海部の勢は頗る盛んにして、各地に移住殖民し、以つて海部村を起せり。これ後世海部に因む地名、神社

の多き所以なり。

而て、これら諸国の海部の地より海部氏が諸流の起りしこと、文献に明なり。すなわち、海部を家号に称う人々、一根一系にあらずして、幾流もの海部氏のありしこと覺ゆべし。

以下、諸国の海部氏を姓氏家系大辞典、大日本地名辞書、倭名類聚抄等に依りて記す。尚、海部は後世音読して海部と爲し貝部、貝府等とも記す。

。尾張國 | 同國に海部郡あり。倭名抄
に阿末と注す。又、同郡に海部郷あり。
而て、海部氏は当國の著姓たりき。天
孫本紀に饒速日命供奉三十二氏の中、
「天背男命、尾張、中島、海部直等祖」、
また尾張系図に「尾治多與志連、大海
部直等祖」とあり。又、熱田縁起には
「宮酢姫、其祠在愛智郡氷上村、以海
部氏爲神主、海部氏是尾張氏別姓也」

と見ゆ。すなわち、当國の海部氏は、
尾張氏と同祖關係にあり。以下、尾張
氏系図の大略を掲げ参考に備う。

。天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊

天香語山命——天忍人命

天忍男命——瀛津瀬世襲命

建額赤命——建箇草命

建田背命——建諸陽命

倭得玉命——弟彥命

小縫命——乎止與命

建稻種命——尾治忠命

(この妹に宮酢媛命あり)

尾治刀彥——弟真根

寿勺梨香——常兄

樅鈴彥——荒坂與

針米加陀——面背

彥郡輪尼——狡訓鹿

大勝部

幾敷

兄村

稻置

。丹後国一当国に海部直あり。当国々造の一族にして、当地方に於ける海部を統べし氏なり。

天孫本紀に「少明命六世孫建田背命は神服連、海部直、丹波国造、但馬国造等祖」と見ゆるより出づ。すなわち、

当國の海部氏は彦少明命を始祖としており、前述の尾張國の海部氏と同じく尾張氏と同祖たり。

尚、天平九年の但馬国正税帳に「丹後國與謝郡大領外從八位上海部直忍立」と記す。その後裔、籠神社の神主なり。宮津志に「系図に籠神社神主海部直祖天火明命、品太天皇御宇、定海部直姓と見ゆ。

。阿波国一板野郡田上郷、延喜二年戸籍に海部淨壳外十一人、海部男女外一人など見ゆ。和名抄那賀郡に海部郷あり。この氏、後世、藤姓を称す。故城記海部郡に「海部式部殿、藤原氏、丸中ニ藤の丸」とあり。尚、この氏に就きては後章に詳述す。

。筑前国一海部の本貫地なり。那珂郡に海部郷あり。又、宗像郡、怡上郡にも海部郷あり。けだしこの地は安曇氏の本拠なれば、当地の海部氏は安曇氏と關係あるものなるべし。

。豊前国一上三毛郡塔里大宝二年戸籍に海部龍手なる人、記しあり。

。豊後国一海部郡あり。旧事記に「景行天皇々子、兄彦命者、大分穴穂御崎別、海部直等祖」とあり、当國海部氏

は帝の裔となす。又、應永戰覽記に海部彈正少弼を載せ豪族なりしこと自明なり。

。肥前國「肥前風土記」の松浦郡值嘉島の條に「此島の白水郎、容貌隼人に似たり。恒に騎射を好み、其の言語俗人と異なれる也」と見ゆ。

。長門國「日本書紀貞觀元年二月の條

」に「長門國源師從八位下海部男種麻呂
を採銅使と為す」と見ゆ。

。備前國「類聚三代格卷一 天平三年六月廿四日の勅に「備前國海部」と見ゆ。この国に海部氏多し。

。備中國「類聚三代格」の勅に海部首あり。この国にも海部氏多し。

。隱岐国一天平五年二月十九日の隱岐
國正税帳に「郡司大領外正八位下勲十
二等海部諸石」など見ゆ。

。出雲国一天正十一年、出雲国賑給歷
名帳に「河内郷伊美里海部羊女、出雲
郷朝妻里海部赤壳、杵築郷因佐里海部
刀良、外一人、海部馬依外三人」を載
せ、また元慶元年九月紀に「出雲国言
ふ、楯縫郡の白水あく郎よ海部金麻呂、同姓
氏多し。

。因幡国一養老五年戸籍に「戸主海部
牛麻呂外十四人、海部忌飯女等」を載
す。この国にも古き海部氏ありしこと
知らるゝなり。

。但馬国一新撰姓氏錄左京神別下に、
「少明命之後也」とあり、当國の海部

は、尾張氏と同祖なりしこと知らるる。

・信濃国一この国は、安曇氏の崇えしところなれば、この地の海部氏は安曇氏の族葉なるべし。

。若狭国一今富税所次弟に「応永七年六月八日、ハ幡宮御新造に御遷宮これあり、其の時、勅使海部衛門五郎理泰」と見ゆ。

。播磨国一統日本紀神護景雲三年六月の條に、明石郡人外從八位下海直溝と見ゆ。当国にも古き海部氏ありしこと自明なり。

。吉備国一古事記に「吉備海部直の女・名は黒日壳」また雄略紀に「吉備海部直赤尾」また敏達紀に「吉備海部直難波、同羽島」など見え、海部は当国

の大族なり。この内より一部は紀伊国に分居せしとしといふ。尚、この吉備海部直は、吉備氏と同族なりとする説あり。

。紀伊國一神龜元年十月紀に「名草郡少領正八位下大伴櫛津連子人、海部直士形、二階を進む」などと見え、当国には海部氏多し。

尚、右の諸文献に海部直なる記載多く見ゆ。海部直といふは、其の國の國造家か、或は、多數の海部を率いる海部の長なり。

以上、記せしが如く、上古より諸国に海部の族あり。而て、現今の海部氏の多くは、これらの氏の裔なるべし。

一、近世・阿波国の海部氏

この氏は、阿波国海部郡より起りたる豪族なり。阿波海部氏の後なるが、後世藤姓を称す。

即ち、故城記海部郡の條に、
“海部式部殿、藤原姓、家紋・丸中に

藤の字”

と記す氏なり。

この海部氏は、世々海部城に住す。海部城は、一に鞠城とも称す。この城の城主に海部左近将監藤原友光と申すあり。友光は、鍛工の技に長じ那賀、海部に於いて三百貫の采邑を領す。元龜二年春、土佐の長曾我部元親が末弟・島弥九郎、軍忠の人なるが、病身にて有馬の入湯を志し浦戸を出船す。而てその途次、鞠浦の那佐の湊に船を掛け、順風を待つところ、友光、これ

を敵襲と誤りて主従二十數人を討ちたり。而て元親、遺恨によつて天正三年ならびに同五年の二度にわたりて海部城を攻め、海部氏没落す。

友光の子に信久あり。信久は明暦三年、蜂須賀侯の召し出しを受け仕官す。そのこと徳島藩士譜によれば、大略は左の如し。

海部城主・海部左近將監宗寿^ハ孫

享保五年四月歿

海部藏之丞友清

海部平之丞保之

海部慶八保春

海部平之丞保早

松木屋奉行・小目付

海部吉太郎保久

海部源藏光被

安政六年相続

(別家)

。海部嘉次兵衛兼敬

初名好茶・良齋

正徳二年召出、宝暦十三年歿

「海部丈悦泰朗

茶道役、安永七年歿

「海部猪之助恒孝

勸農奉行、畠櫓奉行、安宅作事奉行

「海部甫左衛門貞知

銀札紙濂奉行

「海部豊之助恒一

安政三年相続

右の系図に表はれたる海部宗智の祖
に海部吉辰なる者あり。海部城主にして、
細川氏に隸属す。吉辰は、相模國
の剣工。岡崎正宗の技法を学びて自ら
刀劍を鍛え、銘に藤、又は氏吉と刻す
といふ。

又、前述の海部友光も鍛工の技に長じたる者なれば、その子海部吉清も刀匠として名あり。即ち、吉清は、初め三好氏に従い、のち蜂須賀侯に仕う。而て濃美の二国より名工を招き刀劍を製す。世人、この派を海部打ちと称す。

海部城主吉辰の裔に刀匠・海部氏吉あり。本名は実兵衛といふ。氏吉は、

刀劍鍛冶を以て蜂須賀侯に仕え徳島に移り住す。これより世々氏吉を称し九代に及ぶ。九代氏吉は、明治三十四年、明治天皇に守刀を献上す。

幕末の海部郡海部町の人海部閑六と申すあり。京師にて槍ならびに剣を学び別名を芝野高園といふ。閑六の養子六郎なり。六郎は、庚午事変によりて父閑六と共に新島へ七年の流刑に処

せらる。

天保二年出生の阿南氏横見町・村島忠蔵の二女ハナは、海部勝藏の後妻となる。明治初年、夕立に濡れた縞布より阿波織を考案、同十九年五月、阿波織を発明す。

本發明は、織維業界に新生面を開き同品は阿波の特產品となりたり。のち海部家は、南福島町に移れり。

一、近世・尾張国・海部氏

この氏は、尾張藩士なり。而て前章の阿波海部氏が同族なり。されど尾張藩士の系譜を記したる士林浜洞によれば、清和帝の裔と爲す。

即ち、海部家譜に、

治承年中、源仲綱、宇治に於て戦死の後、一子を抱きて海に浮ぶ者あり。同

年十二月晦日、阿州海部郡浅川村に到着す。一子成長の後、子孫繁昌す。と記す。尚、系図の大略は左の如し。

○海部親光

越前守、左近将監、又、入道宗壽と号す。

海部・那賀の二郡の内を領し、海部に住す。

女子 三好筑前守義興の妻

某 孫次郎 早世

知光（友光）

三郎、左近将監、下野守

永祿の末、誤りて長曾我部主佐守元親の弟・鳴弥九郎を討つ。この後、多年にわたりて土州の兵と戦う。されど天正三年九月三十日遂に長曾我部氏が爲に海部氏族没落す。

正広

伊豆守

有時

兵庫頭

女子

麻植近江守妻

親政

久兵衛、信濃守

父兄戦死の日、摂津の陣に在りて独り死を免る。長曾我部元親、復讐の後、二百年に及ぶ家系を深く憐み、家臣・吉田左馬允の娘を配し、海部の一郡の内に食邑を与す。

天正年中、秀吉の四国征伐によりて長曾我部氏の所領は土佐一国となりたり。これによりて、親政は、海部を離れ土州に移る。

されど、元親の家嫡盛親、國を失う。

而て、親政又、阿州に帰り板西郡那東村に蟄居す。慶長十一年七月五日没。

正治

久兵衛

元和元年、長曾我部盛親に属し、河州道明寺口に討死す。

ト与 盲人

子孫、阿州家中に在り。

正次

左近右衛門、与左衛門

天正十三年、蜂須賀阿波守家政、阿波に入
国す。正次が弓馬砲術に秀れしことを聞き
召し抱えをせんと欲すれど病を称して仕えず。

正直

幸之進

蜂須賀阿波守の小姓となる。されど病に依
りて浪人す。

正親 別系

貞政

弥左衛門、久兵衛

円覚公の召出しを被る。
御城代同心、百石を賜る。

女子 岩川春悦妻

有方

定九郎、久兵衛、三平

城代小頭

之方

長次郎

寛保三年八月歿

(別家)

海部正親

定右衛門

寛文四年召出、宝永七年歿、八十一才

武政

長右衛門、左衛門、源左衛門

女子

海部久兵衛妻

女子

尼、執善院

政通

藤右卫門

御歩行役、元禄八年歿

女子

国府宮社人、広瀬長太夫妻

政義

別系

保正

別系

政武 別系

政隆 大嶋与右衛門の名跡を継ぐ

政辰

林左衛門

寺社十人組、享保十年歿

女子

石川小平次妻

政甫

文之右衛門

寛保三年、月俸三口を賜う。

政興

小源次

(別家)

・海部 正久

又八郎

御勝手番

秋 一色村神藏寺

(別家)

海部政義

伝右衛門

城代同心。百石

政元

伝兵衛

某 武平次

(別家)

海部保正

武平次、左近右衛門、定右衛門

秀政

林之丞

政高

七之丞、七兵衛

政家

順藏

重政

又蔵、定右衛門

某

木工之丞

「某 忠次郎

(別家)

・海部政武

宇右衛門、弥左衛門

某 喜四郎

一、苗字の移動と家紋の変遷

古き民族が次第に繁衍し、多くの苗字に分れて各地に居住せしは、凡そ平安時代後期以後のことにして属せり。諸國の武士団の発生も、此の時代のことにして、領有する土地を相傳して他に移動することは極めて少なかりき。

武家政治の始まりて以来、各地の氏族が祖宗の地を離れ、他國に居住する

に到りしこと頗る多くなれり。これを歴史的に見るに、凡そ五つの時期に分つことを得べし。

第一は鎌倉幕府の草創と、承久の乱の処理により、東國の御家人が奥州へ、或は九州、中國へ移り、初期に於て自らは鎌倉府にありしが、やがてその領地に移住するに到りし時期なり。一族家人を引き連れて移りしが爲、數多く

の氏族が、諸國に移動せり。

第二は元弘、建武以来の南北朝動乱の時期なり。足利尊氏、北畠顯家、新田一族、征西將軍の家臣などの動きを見ると、中央より西國、九州へ、東國、北國より南海、西海へ、東海、關東より奥州へ、山陰、北陸より四國、九州へなど、數次に分れて夥だしき武族、苗字の移動ありしこと、史実に明らか

なり。

第三は應仁の乱に続く戦國争乱の時
期なり。下剋上による権力の交替は、
各地に頻出し、もと同僚たりし氏族は、
新主に服せずして隣國、遠國に赴く。
その最たるは北條早雲の東遷と、齊藤
道三の篡奪なれど、浦上、宇喜多氏の
動き、龍造寺、鍋島氏の經緯、三好、
松永氏の交替などによりて、此の頃に

より、幾多の氏族が南北に分り、東西
に移りて、遂に一城の攻防に際し、西
陣営に同姓同族のある例、多くの文献
に見るものなり。

第四は豊臣政權以後、徳川時代を通
じての大名の改易、移封、國替に伴な
う氏族の異動あり、土地を領有して父
子は旧地にとどまり、弟庶は領主と共に
に新知の土地に赴く。或は又、領主の

娘などが他國に嫁入りする際、選ばれてその附人となりて共に遠國に行き、そのまま新主の家臣となる例も、決して少なからず。斯くて同氏同紋の流れが、意外な地に存在するに到ること多

し

第五は明治維新以後の移動にして、最早、領地、領民といふものが消滅せし後なれば、各地各様に東京に出で、大

阪に赴くなどの例、見聞尚新らしきものあり。昭和二十年以後は尚更著しきものと言うを得べし。

家紋に関しても、その変遷の歴史は誠に複雑なるものあり。歴史的に有名なる氏族にありては、その用ふる家紋も古来一定せらるもの多けれど、將軍家などより持領せし家紋を、以後の正紋とし、古来のものを裏紋、替紋とせし

家も少なからず、或は本家と別家の別の中にも古きと新しきとあるを、夫々區別せむが爲に、丸を附し、団柄を分割し、位置角度を変更するなどあり。

極端なる例として、上位或は大身の家より養子を迎える、又は嫁を取りし場合に発生するを見る。即ち日常使用する笠、提燈、合羽などには、すべて実

家、生家の定紋を削り、己が世代となりて以後は、一家悉くその新しき家紋を使用せしめ、遂に旧来の家紋を忘失するに到る。中には宗旨を変更し、菩提寺、墓所を新たなる所にする事もあり。斯くて、夫々の家傳経歴に複雑するものあらべし。本書に記する所、涉らざるを遺憾とするものなり。